

# 三股町立三股中学校いじめ防止基本方針

三股町立三股中学校  
(平成30年8月27日施行)

## はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

平成26年2月に策定された「三股町いじめ防止基本方針」が昨年度見直しされたことを受け、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針である「三股町立三股中学校いじめ防止基本方針」を改訂し、いじめ防止の取組を確実に実施するものである。

## もくじ

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	
1	いじめの定義	2
2	いじめの防止等に関する基本的考え方	2
(1)	いじめの防止	2
(2)	いじめの早期発見	2
(3)	いじめに対する措置	2
(4)	地域や家庭との連携	2
(5)	関係機関との連携	2
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	
1	いじめの防止等のための組織	3
2	いじめの防止等に関する措置	3
(1)	いじめの防止	3
(2)	早期発見	4
(3)	いじめに対する措置	4
(4)	インターネット上のいじめへの対応	7
3	その他の留意事項	7
(1)	組織的な指導体制	7
(2)	校内研修の充実	8
(3)	校務の効率化	8
(4)	学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実	8
(5)	地域や家庭との連携について	8
(6)	関係機関との連携について	8
4	重大事態への対処	9
第3	その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	
1	基本方針の点検と必要に応じた見直し	9

【参考】別紙1～4

# 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

## 1. いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

## 2. いじめの防止等に関する基本的考え方

児童生徒一人一人は、かけがえのない存在であり、学校は、その一人一人の育ちを保証する場であるとの認識に立ち、地域、家庭、関係機関と連携し、いじめ防止等の取組を行います。

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図る取組に努めます。
- いじめを受けている生徒をしっかり守ります。
- いじめはどの子にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨みます。
- 本校からのいじめの一掃を目指します。

### (1) いじめの防止

学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことを指導します。特に、道徳科において、生徒がいじめの問題を考えたり、議論したりする機会を設定します。また、全ての生徒が自己有用感や自己肯定感を味わうことができる学校生活づくりを大切にします。

### (2) いじめの早期発見

いじめ問題を解決するための重要なポイントは、早期発見・早期対応で、日頃から、生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期の対応に努めます。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ります。

### (3) いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行います。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案によっては、関係機関との連携を図ります。

### (4) 地域や家庭との連携

学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築し、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにします。

### (5) いじめへの対処

指導により十分な効果をあげることが困難な場合は、関係機関との適切な連携を図ります。そのためにも、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報が共有できる体制を構築します。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等を組織的かつ実効的に行うため、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、月1回の定例会とし、いじめ事案発生時は緊急に開催することとします。また、週1回の企画委員会、生徒指導部会を開催し、生徒情報の共有を行います。さらに、学期に1回程度、生徒会との話し合いをもつなど、生徒の意見を積極的に取り入れていきます。

#### 【構成員】

校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導支援推進教諭、学習指導等支援教諭、学年主任、教育相談担当、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係教諭、その他

#### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- 年間指導計画の作成
- 校内研修会の企画・立案
- 調査結果、報告等の情報の整理・分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 要配慮生徒への支援方針決定

### 2 いじめの防止等に関する措置 ※別紙1参照

#### (1) いじめの防止

##### ア 生徒が主体となった活動

(ア) 望ましい人間関係づくりのために、生徒が主体となって行う活動の機会を年間を通じて設けます。

- 学級活動での話し合い活動の実施
- ボランティア活動の推進

(イ) 生徒同士で悩みを聞き合い、相談し合うピア・サポート活動を推進します。

- 生徒会による相談箱の設置

(ウ) いじめへの理解や過去の事例について、生徒が学ぶ機会を、生徒自身の手で企画実施します。

- 全校学習会の実施
- 生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画提示

##### イ 教職員が主体となった活動

(ア) 生徒の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む授業づくりを目指します。

- 一人一人の実態に応じた分かる授業の展開
- 職員相互の授業研究会の実施

(イ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、定期的な教育相談句間を設け、生徒に寄り沿った相談体制づくりを目指します。

- 教育相談句間の設定

(ウ) 教科や学級活動の時間等を中心として、道徳教育や情報モラル教育を実施し、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを目指します。

○教科や学級活動等を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

○道徳科での、いじめに関わる議論等を取り入れた授業の実施。

○外部講師による講演会の実施

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取組を進めるため、保護者や地域との連携を推進します。

○PTA総会での学校の方針説明

○学校通信を活用したいじめの防止活動の報告

○学校公開（オープンスクール）の実施

## (2) 早期発見

ア いじめられた生徒、いじめた生徒が発する変化やサインを見逃さないよう、教職員及び保護者で情報収集や情報共有に努めます。

○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※別紙2、3、4参照

イ 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気づくりを目指します。

○教育相談旬間の設定（年3回）

○いじめの相談窓口の周知

ウ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施します。

○学校独自のアンケートの実施（教育相談アンケート、学校生活アンケート）

○県下一斉のアンケートへの協力・実施

エ いじめ不登校対策委員会において、上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任等のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有を図ります。

○職員会議での情報の共有

○進級時の情報の確実な引き継ぎ

○過去のいじめ事例の蓄積

## (3) いじめに対する措置

※別紙5参照

いじめに対しては、個人で対応せず、学年を中心としながら組織的に対応することを基本とします。

ア いじめの発見・通報を受けたときの対応

○教職員は、「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。

○いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。

○いじめの事実について生徒指導主事（いじめ不登校対策委員会を構成するいずれかの職員）及び管理職に速やかに通報します。

イ 情報の共有

○アの情報を受けた生徒指導主事等は、いじめを認知した場合はいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有化を図ります。

## ウ 事実関係についての調査

- 速やかにいじめ不登校対策委員会を開き、調査の方針について決定します。
- 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が町教育委員会へ直ちに報告します。
- 生徒及び教職員の聴き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいよう担当する職員を選任します。その際、得られた情報は確実に記録に残します。
- 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合に、質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意します。

## エ 解決に向けた指導及び支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、町教育委員会及び警察等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導及び支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- いじめ不登校対策委員会の職員や学年職員と連携して、組織的な対応に努めます。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

### **いじめられた生徒とその保護者への支援**

#### 【いじめられた生徒への支援】

いじめられた生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた生徒の立場」で、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます
- ・温かい人間関係をつくる

#### 【いじめられた生徒の保護者への支援】

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
- ・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める

### いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

#### 【いじめた生徒への支援】

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛に気付かせる
- ・今後の生き方を考えさせる
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う

#### 【いじめた生徒の保護者への支援】

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える
- ・何か気付いたことがあれば報告してもらう

#### 【保護者同士が対立する場合などへの支援】

教職員が間に入って関係調整が必要となる場合には中立、公平性を大切に対応します。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある
- ・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す

### いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していきます。

- ・勇気をもって「いじめはダメだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として捉えさせる
- ・望ましい人間関係づくりに努める
- ・自己有用感が味わえる集団づくりに努める

#### オ 関係機関への報告

○校長は町教育委員会への報告を速やかに行います。

○生命や心身又は財産への被害などいじめが犯罪行為であると認められる場合には警察へ通報し、警察と連携して対応します。

#### カ 継続指導・経過観察

○全教職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止に努めます。

#### キ いじめの解消

○いじめが解消している状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

##### ①いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。相当期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめ被害

の重大性からさらに長期の期間が必要と判断される場合は、この目安にかかわらず、町教育委員会又はいじめ不登校対策委員会の判断で、より長期の設定をします。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(4) インターネット上のいじめへの対応

ア インターネットや携帯電話を利用したいじめとは

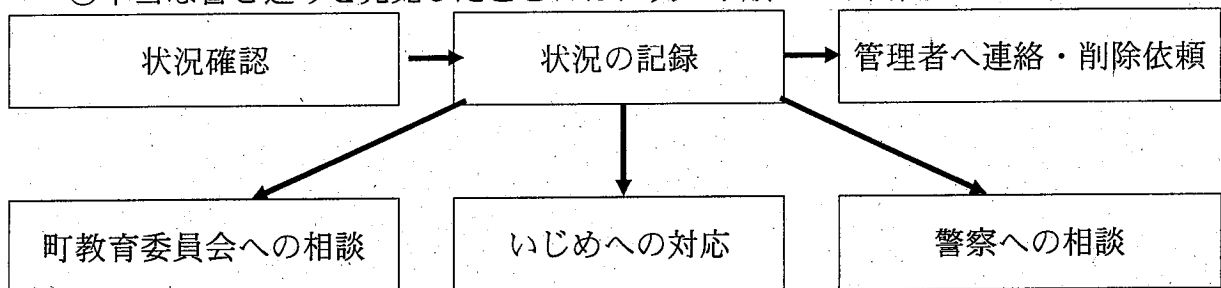
文字や画像を使い、特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の生徒になりすまし社会的信用を貶める行為をする、掲示板等に特定の生徒の個人情報に掲載するなどがインターネット上のいじめであり、犯罪行為に当たります。

イ インターネット上のいじめの予防

- フィルタリングや保護者の見守りなどについて、保護者への啓発を図ります。(家庭内ルールの作成など)
- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図ります。
- 児童(生徒)を対象とした講演会などで、ネット社会についての講話(防犯)を実施します。
- インターネット利用に関する職員研修を実施します。

ウ インターネット上のいじめへの対処

- 被害者からの訴えや閲覧者及びネットパトロールからの情報などにより、インターネット上のいじめの把握に努めます。
- 不当な書き込みを発見したときには、次の手順により対処します。



3 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめを認知した場合は、教職員が一人で抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応するため、いじめ不登校対策委員会による緊急対策会議を開催し、指導方針を立て、組織的に取り組みます。

(2) 校内研修の充実

本校においては、本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題につい



て、全ての教職員で共通理解を図ります。

また、教職員一人一人に様々なスキルや指導方法を身につけさせるなど教職員の指導力やいじめの認知能力を高める研修や、スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修、具体的な事例研究を計画的に実施していきます。

### (3) 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、相談しやすい環境を作るなど、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図ります。

### (4) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会が作成している「教師向けの生徒指導資料」や、「児童生徒にとって魅力ある学校づくりのためのチェックポイント」、「いじめ問題への取組に関するチェックシート」の活用を通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を目指します。

### (5) 地域や家庭との連携について

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするために、PTAや学校評議員、地域との連携促進、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

### (6) 関係機関との連携について

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく、一体的な対応をしていきます。

#### ① 町教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法
- ・関係機関との調整

#### ② 警察との連携

- ・生命や心身又は財産に重大な被害が疑われる場合
- ・犯罪等の違法行為がある場合

#### ③ 福祉関係との連携

- ・スクールソーシャルワーカーの活用（町教育委員会への依頼）
- ・家庭の養育に関する指導・助言
- ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握

#### ④ 医療機関との連携

- ・精神保健に関する相談
- ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

- (1) いじめ事案が次の状況にある場合には、重大事態として直ちに、校長が町教育委員会に報告するとともに、町教育委員会が設置する重大事態調査のための組織（教育委員会いじめ防止附属機関）に協力することとします。
  - 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
    - ・生徒が自殺を企図した場合
    - ・精神性の疾患を発症した場合
    - ・身体に重大な傷害を負った場合
    - ・高額の商品を奪い取られた場合など
  - 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
    - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
    - ・連続した欠席の場合は、状況により判断する
- (2) 生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものと捉え、報告や調査等を行います。
- (3) 事案について、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、個人情報保護に配慮しつつ、適時・適切な方法で説明します。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県及び町の動向等を勘案して基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

また、基本方針については、現状や課題等に応じて、普段から定期的な改善や見直しに努めます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。

## 別紙1 年間を見通したいじめ防止指導計画

	項 目	時 期	
いじめ防止のための措置	生徒が主体となった活動	○学級活動などでの話し合い活動の実施	毎月1回
		○ボランティア活動の推進	通年
		○生徒会による相談箱の設置	通年
		○生徒集会の実施	年7回程度実施
		○生徒会による文化祭や体育大会など学校行事の企画提示	9月上旬～10月下旬
	教職員が主体となった活動	○一人一人の実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○職員相互の授業研究会の実施	通年
		○教育相談旬間の設定	5月、11月、2月
		○教科や道徳、学級活動等を中心にした人権教育や情報モラル教育の時間設定	年3回(6月、10月、2月) ※教科(単元計画に基づく)
		○外部講師による講演会の実施	年1回
		○PTA総会での学校の方針説明	4月
		○学校通信を活用したいじめの防止活動の啓発	通年
		○学校公開(オープンスクール)の実施	10月
	いじめの早期発見の措置	○生徒の発する具体的なサインの作成と共有 ※サイン確認表参照	通年
		○教育相談旬間の設定	5月、11月、2月
○学校生活アンケートの実施		通年(毎月末)	
○県下一斉のアンケートへの協力・実施		12月	
○職員会議での情報の共有		通年	
○進級時の情報の確実な引き継ぎ		通年	
○過去のいじめ事例の蓄積		通年	

※ 教職員の研修や生徒への指導、地域や保護者との連携などに留意し、総合的にいじめ対策を推進します。

## 別紙2 学校におけるいじめ防止等のための職務別ポイント

### (1) いじめ防止のための措置

#### <学級担任等>

- ・ 日常的ないじめの問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気や学級全体に醸成させる。
- ・ はやし立てたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定していることを理解させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業を展開する。
- ・ 教職員の不適切な言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

#### <養護教諭>

- ・ 学校保健委員会等の教育活動の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

#### <生徒指導担当教諭>

- ・ いじめ問題についての校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、職員間の共通理解を図る。
- ・ 日ごろから関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

#### <管理職>

- ・ 集会等で校長が日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・ 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 生徒が自己有用感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えられるような体験の機会などを積極的に設けるように教職員に働きかける。
- ・ いじめ問題に生徒自らが主体的に参加する取組を推進する。

### (2) 早期発見のための措置

#### <学級担任等>

- ・ 日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つ。
- ・ 休み時間、放課後の生徒との雑談や生活ノート、学級日誌等を活用し、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

#### <養護教諭>

- ・ 保健室を利用する生徒との雑談の中などで、その様子に目を配るとともに、いつもと何か違うと感じた時は、その機会を捉え悩みを聞く。

#### <生徒指導担当教員>

- ・ 学校生活アンケートや教育相談旬間に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用を周知する。
- ・ 業間や昼休みの校内巡視（定期・不定期）や下校指導、校区内の巡回指導等において、生徒が生活する場の異常の有無を確認する。

### (3) いじめに対する措置（別紙5 「緊急時の組織的対応」と連動）

#### ① 情報の収集

##### <学級担任等、養護教諭>

- ・ いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める（暴力行為を伴う場合は、複数の教員が現場に駆けつける）
- ・ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。
- ・ 発見、通報を受けた場合は、速やかに関係生徒から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。その際、他の生徒の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。
- ・ いじめた生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

##### <いじめの防止等の対策のための組織>

- ・ 教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・ その際、得られた情報は確実に記録に残す。
- ・ 一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

#### ② 指導・支援体制を組む

##### <組織>

- ・ 正確な実態把握に基づき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教員、管理職などで役割を分担）
  - △ いじめられた生徒や、いじめた生徒への対応
  - △ その保護者への対応
  - △ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ・ ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関りをもつことが必要である。
- ・ 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ・ 現状を常に把握し、随時、指導・支援体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

#### ① - A 生徒への指導・支援を行う

##### <いじめられた生徒に対応する教員>

- ・ いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するとともに、いじめられた生徒に対して、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・ いじめられた生徒に対して信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒に寄り添え支える体制をつくる。
- ・ いじめられている生徒に「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

##### <いじめた生徒に対応する教員>

- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は

財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

- ・ 必要に応じて、いじめた生徒を別室において指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・ いじめる生徒に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・ 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などでの的確に発散できる力を育む。

#### <学級担任等>

- ・ 学級等で話し合うなどして、いじめは絶対許さない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる。
- ・ いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。
- ・ はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。

#### <組織>

- ・ 状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察経験者等の協力を得るなどして、対応に困難がある場合のサポート体制を整えておく。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・ 指導記録等を確実に保管し、生徒の進学・進級に当たって、適切に引継ぎを行う。

### ③-B 保護者と連携する

#### <学級担任を含む複数の教員>

- ・ 家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。
- ・ いじめられた生徒を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・ 事実確認のための聞き取りアンケート等より判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

## 別紙3 いじめられた生徒・いじめた生徒にみられるサイン

### 1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	チェック	サイン
登校時 朝の会	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。 教職員と視線が合わず、うつむいている。 体調不良を訴える。 提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。
授業中	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	保健室・トイレに行くようになる。 教材等の忘れ物が目立つ。 机周りが散乱している。 決められた座席と異なる席に着いている。 教科書・ノートに汚れがある。 教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。
休み時 間等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	持ち物にいたずらをされる。 給食を教室の自分の席で食べない。 用のない場所にいることが多い。 ふざけ合っているが表情がさえない。 衣服の汚れ等がある。 一人で清掃している。
放課後 等	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	慌てて下校する。または、用もないのに学校に残っている。 持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 一人で部活動の準備、片付けをしている。

### 2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。 ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。 教職員が近づくと、不自然に分散したりする。 自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。

## 別紙 4 教室や家庭でのいじめのサイン

### 1 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、業間や昼休みなど廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	嫌なあだ名が聞こえる。
<input type="checkbox"/>	席替えなどで近くの席になることを嫌がる。
<input type="checkbox"/>	何か起こると特定の生徒の名前が出る。
<input type="checkbox"/>	筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/>	壁等にいたずら、落書きがある。
<input type="checkbox"/>	机や椅子、教材等が乱雑になっている。

### 2 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるように保護者に伝えておくことが必要である。

チェック	サイン
<input type="checkbox"/>	学校や友人のことを話さなくなる。
<input type="checkbox"/>	友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。
<input type="checkbox"/>	朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする。
<input type="checkbox"/>	電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。
<input type="checkbox"/>	受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。
<input type="checkbox"/>	不審な電話やメールがある。
<input type="checkbox"/>	遊ぶ友達が急に変わる。
<input type="checkbox"/>	部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない衣服の汚れがある。
<input type="checkbox"/>	理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。
<input type="checkbox"/>	登校時刻になると体調不良を訴える。
<input type="checkbox"/>	食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/>	学習時間が減る。
<input type="checkbox"/>	成績が下がる。
<input type="checkbox"/>	持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。
<input type="checkbox"/>	自転車がよくパンクする。
<input type="checkbox"/>	家庭の品物、金銭がなくなる。
<input type="checkbox"/>	大きな額の金銭を欲しがる。



資料5 いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）

